## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社岡島電設工業

代表者及び住所 奈良県奈良市三条大路2-2-54TMOビル101号室

2. 指名停止措置期間: 今和7年11月7日から令和7年12月18日まで(6週間)

3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内

4. 事実概要 : 株式会社岡島電設工業は、同社が請け負った奈良県奈良市内の工場

新築工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業 の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として同号の政令で定

める金額を超える下請負契約を締結した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年 9月11日付けで奈良県から建設業法第28条第3項に基づく営業停止処

分(7日間)を受けた。

5. 指名停止措置理由 : 株式会社岡島電設工業が建設業法の規定により監督処分(営業停止

処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建

設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止6週間を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。

## 〇問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)建設専門官 早川 健 (内線 2512)